

[事案 2021-196] 入院給付金支払等請求

・令和4年11月8日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

複雑骨折の治療のために挿入した固定用ボルトの抜釘を目的として入院したため、令和2年8月に乗合代理店を通じて契約した入院保険にもとづき、入院給付金を請求したところ、責任開始前の傷害に起因することを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払うか、誤説明にもとづく損害を賠償してほしい。

- (1) 申込みの時点で、ボルトにより鎖骨を固定中である旨を告知した。
- (2) 募集人を通じて、保険会社に「本当にボルトの手術等についても無条件か」と質問をしたところ、「無条件」との回答を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から「本当にボルトの手術等についても無条件か」との質問は受けていない。
- (2) 保険加入のための診査の結果として「無条件」と伝えたが、これは保険引受の際に部位不担保や特別保険料の徴収などの特別条件が付くことなく、申込内容のと通りの契約を引き受けるという意味である。
- (3) 募集人の誤説明があったとしても、本契約では、責任開始前の傷害に起因する入院は支払事由には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明があったことは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人は、固定用ボルトの挿入および妊娠という条件下で加入できる保険を検討し、自らの体況については全て告知をしている。
- (2) 申立人は、具体的にボルトを挿入している状況を説明し、当該ボルトを抜釘する場合も本当に入院給付金等の支払対象になるのか問い合せをしていたが、保険会社は「無条件は無条件」と回答し、ボルトを抜釘する手術もその支払対象になると誤解させた。